口

道路の供用の開始 道路の区域の変更

(道路整備課)

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

目

次

○規則

報

〇告示

2月14日 (金曜日)

令 和 7 年

加える。 第七号中「及び」を「、」に改め、「含む。)」の下に「及び第四十三条第一項」を 附

令和七年四月一日から施行する。

則

(令和四年山口県規則第二号) の一部を次のように改正する。

この規則は、

山口県告示第四十一号

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。 害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

令和七年二月十四日

山口県知事

村

岡

嗣

政

形質変更時要届出区域

周南市野村南町四九七六の一部、 四九七六の一の一部及び四九七六の四の一

 \equiv 特定有害物質の種類

(砂防課) *************************

ロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 カドミウム及びその化合物、 六価クロム化合物、 クロロエチレン、一・二ージクロ

号から第十三号までの規定への該当 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

一部を改正する規則をここに公布する。 法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則の

令和七年二月十四日

Ш

口県知事

村 岡

嗣

政

山口県告示第四十二号

山口県規則第二号

則の一部を改正する規則 法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規

法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則

令和七年二月十四日

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、

医療扶助の

医 称療 機

名

在 関 地

所

山口県知事

村

岡

嗣

政

指 定 年 月 日

新

最最

広狭

五二 八九

· · · 四七

五八

社 M A K K 合 同 会

〇号 南六丁目五番五 山口市大内矢田

ション凪~なぎ訪問看護ステー

bien 株式会社Muy

一丁目一三至岩国市由字四

一 番 五 港

テーション科・リハビリかとう整形外科・リハビリ

たんぽぽ薬局

"

宇部市大字東須恵一九六三

令和六、

川添一丁目一番一三号

令和七、

"

の所在地の所在地 名訪 問 看

名指

定

訪

看

称問

護 称ス

所 在ョ

地等

指定年月日

〇号 南六丁目五番五 山口市大内矢田 令和六、

丁目二四番一六岩国市中津町二 "

"

ションaito訪問看護ステー

山口県告示第四十三号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

て — その関係図面は、令和七年二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお 般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

口

山口県知事 村 岡 嗣

政

道路の種 類 県道

山

路 線 名 秋吉台公園線

の一地先までの一地先までが一地先までの一地先まで 道路の区域 区 間 旧 旧 新別 最最 広狭 敷

(メーの

ト 幅 ル 員

(メ) !

· ト ル 長

備

考

三二 四九

· · 五七

五八・六

山口県告示第四十四号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

路の供用を開始する。

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和七年二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

令和七年二月十四日

山口県知事

村

岡

嗣

政

線秋吉台公園	路線名
同市 秋芳町秋吉字束	供用
Λ蕪一○七六六の 元六十四	開始
一地先まで	の区間
ПА	
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	供用開始の期日

山口県告示第四十五号

を次のように改正する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(令和三年山口県告示第四十九号)の一部

令和七年二月十四日

田屋4地区に関する部分二 区域の範囲 区域の範囲を次のように改める。

山口県知事

村

岡

嗣

政

号と十三号を結んだ線に囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱

"	"	"	"	"	"	"	"	長	市
								門	
								市	名
"	"	"	"	"	"	"	"	東	大
								深	字
								Ш	名
"	"	"	"	浜	"	"	"	石	字
				添				Щ	名
三〇六の一地先	三〇七	一〇四七八の一地先	三〇一の一地先	==O - O -	一〇四四一の一	一〇四四一の一	一〇四四二の一	一〇四四二の一	地
		先							番
九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	一号	一号	標
									柱
									番
									号

二六・六令和六、二七

指定年月日

村 岡 嗣

政

令和七年二月十四日発行 令和七年二月十四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁